

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

羽島市長

## 公表日

令和3年10月19日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





システム6～10	
システム6	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	証明書の発行 ・証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、所得課税証明書等の各種証明書発行イメージデータを作成し送付する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（証明書交付センターシステム）
3. 特定個人情報ファイル名	
市県民税ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表第1第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2（第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、149項） 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2第37項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
市県民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で課税権のある住民及び課税権のない住民
その必要性	市県民税の賦課徴収に係る事務を行う上で、市民の正確な世帯構成、所得状況等を把握するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・4情報及び連絡先:①市民の正確な世帯構成、所得状況等を把握するため、②本人への連絡等のために保有</li> <li>・国税関係情報:所得状況等を把握するために保有</li> <li>・地方税関係情報:課税標準額及び市町村・県民税額の算出を行うために保有</li> <li>・障害者福祉関係情報:控除等の管理のために保有</li> <li>・生活保護関係情報:控除等の管理のために保有</li> <li>・介護関係情報:控除等の管理のために保有</li> <li>・年金関係情報:徴収方法(公的年金からの特別徴収)の管理のために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	市民部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、福祉課、高齢福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)、eLTAX ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 宛名管理システム )	
③使用目的 ※	市県民税の賦課徴収	
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>1) 10人未満</span> <span>2) 10人以上50人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>3) 50人以上100人未満</span> <span>4) 100人以上500人未満</span> </li> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>5) 500人以上1,000人未満</span> <span>6) 1,000人以上</span> </li> </ul>
⑤使用方法	I 納税義務者の特定に関する事務 ・ 賦課期日(1月1日)時点で課税権のある住民を特定する。 II 所得金額の計算に関する事務 ・ 所得割の税額計算の基礎となる所得金額を算定する。 III 税額の計算に関する事務 ・ 所得及び控除等を把握し、課税標準額及び市県民税額を算出する。	
情報の突合	(1)住民票関係情報と届出情報を突合して、課税権の有無を確認する【上記Ⅰ】 (2)課税台帳情報と届出情報を突合して、所得額を確認する【上記Ⅱ】 (3)住民票関係情報と突合して、出生・死亡などによる世帯情報の変更を確認する【上記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】	
⑥使用開始日	平成28年1月4日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	総合行政情報システム課税処理業務	
①委託内容	総合行政情報システム課税処理業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	一般財団法人 岐阜県市町村行政情報センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	羽島市事務専決規程に基づき決裁した上で再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	給与支払報告書、年金支払報告書等紙媒体のデータ生成のためのパンチ作業
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 61 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 18 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	提供先については、別紙1を参照
①法令上の根拠	(別紙1)提供先一覧に記載
②提供先における用途	(別紙1)提供先一覧に記載
③提供する情報	(別紙1)提供先一覧に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別紙1)提供先一覧に記載
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	(別紙1)提供先一覧に記載
移転先1	移転先については、別紙2を参照
①法令上の根拠	(別紙2)移転先一覧に記載
②移転先における用途	(別紙2)移転先一覧に記載
③移転する情報	(別紙2)移転先一覧に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(別紙2)提供先一覧に記載
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	(別紙2)提供先一覧に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜市県民税システム・宛名管理システムにおける措置＞

- ①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
- ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

＜住民税申告受付支援システムにおける措置＞

- ①執務室内に設置した鍵付きのロッカー内に端末を保管する。
- ②端末へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。

＜電子申告(eLTAXシステム)・国税連携システムにおける措置＞

サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、羽島市においては当該サーバーへアクセス権限を「有する端末のみ」使用している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

—

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
市県民税ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面様式の記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにしている。</li> <li>・窓口において必要な者からのみ本人確認情報の提示を求め、必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう確認している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務共通システムへは、番号法第9条第1項別表第1及び関係主務省令に定められた事業担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えない仕組みを構築している。また、当該事業に必要な情報との紐付けは行えない。</li> <li>・業務共通システムは、権限のない者のアクセスを認めない仕組みである。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、利用者ID及びパスワードによる認証を実施する。また利用者毎に利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・アクセス権付与者を常に明確にしている。</li> <li>・アクセス権が必要な者のみに付与されていることを定期的に確認している。</li> </ul>
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、操作ログの記録を行っている。操作ログから操作者まで特定できる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が事務外で使用するリスク システム操作履歴を記録し、監視する。職員に対しては研修を行い、個人情報保護の徹底をはかる。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 所管課の端末からは、データの複製は制御されている。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保有の制限</li> <li>・適正な管理</li> <li>・パーソナルコンピュータの使用</li> <li>・作業場所の指定等</li> <li>・確実な方法による運搬</li> <li>・利用及び提供の制限</li> <li>・複写、複製の禁止</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・資料等の返還</li> <li>・事故報告</li> <li>・報告及び実地調査</li> <li>・説明の実施及び誓約書の提出</li> </ul> ※上記は個人情報の取扱いに関する規定であるが、特定個人情報ファイルの取扱いに関しても同様に規定する予定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には、委託先は羽島市に事前承認を得るものとしている。また、再委託先には、委託先との間で締結した業務委託契約などに基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託先が再委託先と機密保護に関する内容の契約を結ぶものとしている。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確にしている。</li> <li>・委託先を選定する際、「情報セキュリティ対策基準」の定めに従い、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認している。</li> <li>・委託先からは、個人情報保護に関する誓約書及び説明実施報告書を委託業務開始前に受領している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供は、番号法に定められた事項にのみ行う。移転は、データ利用申請を求め、法的根拠が明らかの場合のみ行う。</li> <li>・庁内連携システムは、データの移転が認められた場合のみのアクセス許可とされている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク アクセスできる端末の指定、アクセス記録の保存</li> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク アクセスできる端末、ルートの指定</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運営を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の情報セキュリティ担当者に対して、個人情報保護を含むセキュリティリスク研修の受講を義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>	
<b>10. その他のリスク対策</b>		
—		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

シート「別添1(市県民税ファイル項目)」参照。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 「個人情報開示請求書」 「個人情報訂正・削除請求書」
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	羽島市市民部税務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない。
②実施日・期間	実施しない。
③主な意見の内容	実施しない。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	実施しない。
②方法	実施しない。
③結果	実施しない。



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月22日	Ⅱ 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		別紙1及び別紙2のとおり	事後	議会の議決を伴う事項であるため。
平成29年5月19日	I 1 ②事務の内容	<p>・個人住民税は市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての納税義務者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>・個人道府県民税については、地方税法第41条により個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施している。</p> <p>・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請書の受理 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④賦課決定・更正等 ⑤納税者への税額通知の発送 ⑥減免に関する事務 ⑦賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑧他自治体等から羽島市への調査回答、羽島市から他自治体等への税務調査実施 ⑨収納管理、還付・充当処理 ⑩未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 ⑪収納情報に基づく納税証明書等の発行</p>	<p>・個人住民税は市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての納税義務者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われる。</p> <p>・個人道府県民税については、地方税法第41条により個人市町村民税と一括して賦課徴収を実施している。</p> <p>・本業務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備 ②住民・給与支払者等からの申告等情報及び各種申請書の受理 ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ④賦課決定・更正等 ⑤納税者への税額通知の発送 ⑥減免に関する事務 ⑦賦課情報に基づく所得・課税証明書等の発行 ⑧他自治体等から羽島市への調査回答、羽島市から他自治体等への税務調査実施</p>	事後	
	I 2 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	市県民税システム、住民税申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、国税連携システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システム、中間サーバー	市県民税システム、住民税申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、国税連携システム、中間サーバー ※収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、宛名管理システムを削除	事後	

I 5 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠]番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項)	[情報提供の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119項) [情報照会の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二第27項	事後	
I 6 ①部署	総務部税務課、収納課	総務部税務課	事後	
I 6 ②所属長	税務課長 三輪 弘司、収納課長 高橋 宏成	税務課長 林 憲	事後	
II 2 ⑥事務担当部署	総務部税務課、収納課	総務部税務課	事後	
II 3 ④使用の主体 使用部署	税務課、収納課、保険年金課	税務課、保険年金課	事後	
II 3 ⑤使用方法	I 納税義務者の特定に関する事務 ・ 賦課期日(1月1日)時点で課税権のある住民を特定する。 II 所得金額の計算に関する事務 ・ 所得割の税額計算の基礎となる所得金額を算定する。 III 税額の計算に関する事務 ・ 所得及び控除等を把握し、課税標準額及び市県民税額を算出する。 IV 徴収に関する事務 ・ 徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報を管理する。	I 納税義務者の特定に関する事務 ・ 賦課期日(1月1日)時点で課税権のある住民を特定する。 II 所得金額の計算に関する事務 ・ 所得割の税額計算の基礎となる所得金額を算定する。 III 税額の計算に関する事務 ・ 所得及び控除等を把握し、課税標準額及び市県民税額を算出する。	事後	
II 3 ⑤使用方法 情報の突合	(1)住民票関係情報と届出情報を突合して、課税権の有無を確認する【上記 I】 (2)課税台帳情報と届出情報を突合して、所得額を確認する【上記 II】 (3)住民票関係情報と突合して、出生・死亡などによる世帯情報の変更を確認する【上記 I、II、III、IV】	(1)住民票関係情報と届出情報を突合して、課税権の有無を確認する【上記 I】 (2)課税台帳情報と届出情報を突合して、所得額を確認する【上記 II】 (3)住民票関係情報と突合して、出生・死亡などによる世帯情報の変更を確認する【上記 I、II、III】	事後	

	II 6 保管場所	<p>&lt;市県民税システム・収納消込システム・滞納整理システム・口座システム・宛名管理システムにおける措置&gt;</p> <p>①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;住民税申告受付支援システムにおける措置&gt;</p> <p>①執務室内に設置した鍵付きのロッカー内に端末を保管する。</p> <p>②端末へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;電子申告(eLTAXシステム)・国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、羽島市においては当該サーバーへアクセス権限を「有する端末のみ使用している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;市県民税システム・宛名管理システムにおける措置&gt;</p> <p>①入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;住民税申告受付支援システムにおける措置&gt;</p> <p>①執務室内に設置した鍵付きのロッカー内に端末を保管する。</p> <p>②端末へのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>&lt;電子申告(eLTAXシステム)・国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、羽島市においては当該サーバーへアクセス権限を「有する端末のみ使用している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	
	IV 2 ①連絡先	羽島市総務部税務課、収納課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	羽島市総務部税務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111	事後	
平成29年11月10日	II 3 ④使用の主体 使用部署	税務課、保険年金課	税務課	事後	
	II 3 ④使用の主体 使用者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	

	移転先一覧		<p>●移転先:総務部収納課</p> <p>①法令上の根拠:羽島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第1項 別表第一の16項に基づく利用)</p> <p>②移転先における用途:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③移転する情報:個人住民税関係情報</p> <p>④対象となる本人の数:1万人未満</p> <p>⑤対象となる本人の範囲:滞納処分の対象となる者</p> <p>⑥移転方法:庁内連携システム</p> <p>⑦時期・頻度:随時</p>	事後	移転先の追加
平成31年1月23日	<p>I 2</p> <p>①システムの名称</p> <p>②システムの機能</p> <p>③他のシステムとの接続</p>		<p>システム追加</p> <p>①証明書コンビニ交付システム</p> <p>②証明書の発行</p> <p>・証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、所得課税証明書等の各種証明書発行イメージデータを作成し送付する。</p> <p>③税務システム・その他(証明書交付センターシステム)</p>	事前	
令和3年4月1日	<p>I 6</p> <p>①部署</p>	総務部税務課	市民部税務課	事前	
令和3年4月1日	<p>II 2</p> <p>⑥事務担当部署</p>	総務部税務課	市民部税務課	事前	
令和3年4月1日	<p>IV2</p> <p>①連絡先</p>	羽島市総務部税務課	羽島市市民部税務課	事前	

令和3年10月19日	別紙1 提供先一覧		<p>●提供先:市町村長</p> <p>①法令上の根拠:番号法第19条第7号 別表第二の61項</p> <p>②提供先における用途:老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報:個人住民税関係情報</p> <p>④対象となる本人の数:10万人以上100万人未満</p> <p>⑤対象となる本人の範囲:個人市民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者等)のうち、個人番号を有する者</p> <p>⑥提供方法:情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度:照会を受けた都度</p>	事後	重要な変更当たらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)
令和3年10月19日	I 4 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一の16項	第9条第1項 別表第1第24項	事後	重要な変更当たらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)
令和3年10月19日	I 5 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二第27項</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、149項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2第37項</p>	事後	重要な変更当たらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)

令和3年10月19日	別紙1 提供先一覧	①法令上の根拠: 番号法第19条7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、119項) 番号法第19条第8号	①法令上の根拠: 番号法第19条7号 別表第二(第1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、33、36、37、38、39、41、46、47、48、52、53、55、61、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、149項) 番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)
令和3年10月19日	別紙2 移転先一覧	①法令上の根拠: 番号法第9条第1項 別表第一(第8、10、15、16、30、31、37、41、44、45、46、47、49、56、59、63、68、84、95項)	①法令上の根拠: 番号法第9条第1項 別表第一(第9、14、23、24、43、45、55、60、63、64、65、66、69、80、84、94、99、116、127項)	事後	重要な変更にあたらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)
令和3年10月19日	II 2 ④ 全ての記録項目 別添1 ファイル記録項目		別添1のとおり	事後	重要な変更にあたらない変更 (令和3年法律第37号による番号法改正)